

久留米市発注予定工事情報公表要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第7条及び同施行令（平成13年政令第34号）第5条に基づき、毎年度の発注見通しの公表に関し、必要な事項を定め適正に実施することを目的とする。

(対象工事)

第2条 当該年度に発注することが見込まれる建設工事とする。

ただし、発注の行為を秘密にする必要がある工事及び用地買収、関係者との調整等により発注の見通しが立っていない工事等は除くことができるものとする。

(公表の内容)

第3条 当該工事を発注する場合は、次の内容を公表するものとする。

- (1) 工事の名称
- (2) 工事場所
- (3) 工事の期間
- (4) 業種
- (5) 工事概要
- (6) 入札時期
- (7) 入札及び契約の方法

(公表の方法)

第4条 本市公式ホームページに当該事項を掲載し、公表するものとする。

(公表の時期)

第5条 毎年度4月1日、7月1日、10月1日、及び1月1日現在の情報を原則として当該各月の10日までに公表するものとする。また、公表したものの追加又は変更は、7月以降の上記各月に公表するものとする。ただし、特に必要がある場合は、随時公表できるものとする。

(公表の期間)

第6条 当該年度の3月31日までとする。

附 則

この要領は、平成26年3月1日から施行する。